

平成 30 年 11 月

肉用子牛生産者補給金における保証基準価格等の算定の
基本的な考え方について【とりまとめ】（案）

1 現行の肉用子牛対策

現行対策は、

- （１）平成３年度からの牛肉輸入自由化に当たり、繁殖農家における肉用子牛生産の安定を図るため、平成２年度から導入された肉用子牛生産者補給金制度（法律補助）と、
- （２）保証基準価格と繁殖農家の経営実態の乖離に対応するため、当該補給金制度の上乗せ措置（予算補助）として平成 22 年度に創設された肉用牛繁殖経営支援事業から構成されている¹。（別紙 1）

（１）肉用子牛生産者補給金制度の概要

本制度では、牛肉の輸入自由化後における肉用子牛価格の低落に対処するとともに、中長期的には肉用牛生産の合理化により輸入牛肉に対抗し得る国産牛肉価格の実現を図るため、保証基準価格と合理化目標価格を設定し²、肉用子牛の取引価格が

- ① 保証基準価格を下回った場合には（合理化目標価格に至るまで）、その差額の 10 割を国が補填する
- ② 合理化目標価格を下回った場合には、その差額の 9 割を国・都道府県・生産者が積み立てた基金より補填することとしている。

¹ 肉用牛繁殖経営支援事業は、肉専用種のみを対象としており、乳用種・交雑種は対象外

² 合理化目標価格は、肉用子牛の生産農家にとっては、長期的な視点に立って生産の合理化を進めていく方向を示す目標であり、合理化の進展に伴い、漸次、保証基準価格をこれに近づけ、将来的には一致させることが制度上期待される

① 保証基準価格

保証基準価格は、肉用子牛の生産条件や需給事情等を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として定められる価格³であるが、その算定に当たっては、輸入自由化前 7 年間（昭和 58 年 2 月～平成 2 年 1 月）の農家販売価格を基に、生産コストの変化率等に乗じて、品種毎に算出している。（別紙 2）

② 合理化目標価格

合理化目標価格は、輸入牛肉に対抗し得る肉用牛生産の確立を図るため、繁殖農家・肥育農家の生産の合理化によりその実現が必要な目標価格⁴であるが、その算定に当たっては、輸入牛肉に対抗可能な牛肉価格を基に肥育牛価格を算出し、そこから肥育に必要な合理的な費用を控除し、品種毎に算出している。（別紙 2）

（2）肉用牛繁殖経営支援事業の概要

本事業では、肉用子牛の取引価格が、家族労働費の 8 割と物材費等を基に算定された発動基準⁵を下回った場合に、その差額の 4 分の 3 を国が補填することとしている。

2 現行の算定方式の課題と見直しの方向

（1）基本的考え方

平成 29 年 11 月、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」という。）及び日EU・EPAの大筋合意を受け、「総合的なTPP等関連政策大綱」が策定され、肉用子牛生産者補給金については、「TPP又は日EU・EPAの発効に合わせて、保証基準価格を現在の経営の実情に即したものと見直す」と明記された。

平成 30 年度	黒毛和種	乳用種	交雑種
³ 保証基準価格	341 千円	141 千円	216 千円
⁴ 合理化目標価格	284 千円	98 千円	158 千円
⁵ 発動基準	460 千円	—	—

その際、現在の肉用子牛生産者補給金制度（１階事業）と肉用子牛繁殖経営支援事業（２階事業）については、肉用子牛生産者補給金制度に一本化するとされたところである。（別紙３）

一本化に当たっては、保証基準価格及び合理化目標価格について、肉用子牛経営を取り巻く経済状況を踏まえた見直しを行うこととする。

（２）保証基準価格の課題と見直しの方向

① 算定の基礎となるデータ

現行の算定方式は輸入自由化前７年間の農家販売価格を基礎としているが、これは、制度導入時は生産費調査の調査数や精度が不十分だったためである。

平成２年３月の「畜産振興審議会食肉部会価格算定等小委員会報告」においても、「生産費調査が充実され、データが蓄積された段階で（生産費調査の採用を）検討すべきである」と明記され、現行の算定方式は当面の措置という整理がなされた。

現在、調査階層区分の細分化など生産費調査が充実^６してきていることを踏まえれば、保証基準価格の算定に当たっては、生産費を基礎とすることが適当である。

② 生産費の取り方

生産費には、費用合計から副産物価格を除去し、支払利子・地代を加えた「支払利子・地打算入生産費」と、これに自己資本利子・自作地地代を加えた「全算入生産費」があるが、

ア 肉用子牛生産者補給金制度は、保証基準価格と子牛の取引価格の差額の１０割を国が補填する制度であり、実際の支出がない自己資本利子・自作地地代に国費を投入するのは不適切であること

^６ ・乳用種育成経営調査から交雑種育成経営が分離

・調査対象戸数が平成２年時より増加

・調査階層区分が追加

当時：「２～５頭」「５～１０頭」「１０頭以上」

現在：「２～５頭」「５～１０頭」「１０頭～２０頭」「２０頭～５０頭」「５０頭以上」

イ 現行の算定方式（生産コストの変化率の算定）や肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の算定においては、「支払利子・地代算入生産費」を採用していることを踏まえれば、生産費としては、「支払利子・地代算入生産費」を採用することが適当である。

③ 算定に用いる期間

直近の期間を用いた算定をすれば、保証基準価格の水準は直近の経済状況に大きく左右されるおそれがある。一方、長期間を用いた算定をすれば、保証基準価格の水準は直近の経済状況が反映されなくなるおそれがある。

牛肉の生産には、周期的変動（キャトルサイクル）⁷があり、現行の保証基準価格の算定等においても7年間の平均価格を基に算定を行っていることを踏まえれば、過去7年間の算定の基礎とすることが適当である。

④ 生産の合理化促進への配慮

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律98号）第5条第5項では、「保証基準価格等を定めるに当たっては、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（以下「酪肉近」という。）に即し、肉用牛生産の近代化を促進することとなるように配慮する」と明記されている。これは、保証基準価格を徒に高く設定すれば、繁殖・肥育農家の合理化努力を阻害しかねないため、酪肉近の達成に向けた努力を前提とした上で、再生産を確保する水準で保証基準価格を定めるという趣旨である⁸。

⁷ 牛枝肉価格の上昇→生産・供給の増加→牛枝肉価格の低下→生産・供給の減少→牛枝肉価格の上昇という価格（又は飼養頭数）の変動周期で、通常7年間とされている。

⁸ 畜産振興審議会食肉部会価格算定等小委員会報告（平成2年3月）では、「現在の肉用子牛生産は、いまだ零細、小規模の副業的経営が多数を占めているが、今後、規模拡大、近代化を促進する方向に沿って保証基準価格の設定を考える必要がある」と明記されている。

肉用子牛経営の規模拡大や、子牛の出荷月齢の早期化・繁殖雌牛の分娩間隔の短縮化は、肉用子牛の生産性向上に寄与する。このため、現行の酪肉近において、

ア 規模拡大により生産の効率化を図ることは、国際競争力を強化するためにも有効である

イ 地域の飼養規模を拡大するためのキャトル・ステーション（CS）、キャトル・ブリーディング・ステーション（CBS）の整備を進め、地域で繁殖・育成を集約化する体制の構築を推進する

ウ 現行の家畜改良増殖目標（出荷月齢の早期化・分娩間隔の短縮化）に即して改良増殖を推進する

旨を明記しているところである。

こうした点を踏まえれば、新たな保証基準価格の算定に当たっては、小規模な肉用子牛経営の実態を踏まえつつ、酪肉近で示している近代化を促進する方向に沿ったものにすることが適当である。

⑤ 乳用種・交雑種育成経営における素畜費の取扱い

乳用種・交雑種育成経営は、酪農家から素畜（ヌレ子）を購入・育成するものであるが、これらの経営に係る生産費は、肉専用種の繁殖経営と異なり、素畜費が生産費の過半を占めている⁹。

直近のヌレ子の価格は過去に例を見ない高水準で推移しているが、

ア ヌレ子は酪農経営における副産物であること

イ 現在、乳用種・交雑種の肥育経営では、素畜費が高いこと等もあり、粗収益が生産コストを下回り、牛マルキンが発動されていること

を踏まえれば、保証基準価格の算定に当たり、直近の高水準のヌレ子価格のみを反映させることは適当ではない¹⁰。

⁹ 支払利子・地代算入生産費に占める素畜費の割合は、乳用種で 53%、交雑種で 68%（農林水産省「平成 28 年度畜産物生産費統計」）

¹⁰ 乳用種ヌレ子価格は、平成 13 年の BSE 発生による急落から回復した平成 14 年度以降、3～4 万円程度で推移してきたが、平成 28 年度以降は 10 万円超で推移しており、直近（平成 29 年 10 月～30 年 9 月）の平均価格は 13 万円を超えている。（農畜産業振興機構「肉用子牛取引情報」）

このため、乳用種及び交雑種育成経営に係る素畜費の算定に当たっては、過去一定期間を考慮することにより、その平準化を図ることが適当である。

⑥ 2年目以降の算定

2年目以降の算定については、現行方式が直近の物価変動等の状況を反映することが可能な方式であることから、現行方式と同様に、生産費をベースとして算定された価格に、経済情勢の変化を加味するための生産コストの変化率等を乗ずることが適当である。

また併せて、

ア 品種格差係数は、自由化前7年間の品種別の取引価格の差を基に固定するのではなく、直近の状況を反映したものにする

イ 交雑種については、平成11年度から乳用種とは別に生産費調査を行ってきており、その調査結果の充実が図られてきているため、その保証基準価格は、乳用種に品種格差係数を乗じて算定するのではなく、当該生産費調査から算定する

ことが適当である。（別紙2）

（3）合理化目標価格の課題と見直しの方向

現行の合理化目標価格の算定に当たっては、過去10年間の平均輸入価格等と国産牛肉の1～3等級の価格との差を基に算出した輸入牛肉対抗価格を基礎としているところである。

国産牛肉の生産量は、近年、35万トン前後で推移しているが、現在は、国産に占める和牛の生産割合が増加するとともに、4・5等級が和牛去勢の8割を占める¹¹など、輸入自由化時とは大きく異なる状況にある。

		平成2年	平成29年
¹¹ 品種別牛肉生産割合	和牛	34.9%	→ 44.0%
	乳用種	62.5%	→ 54.8%
牛肉の格付割合（和牛去勢）	4～5等級	61.9%	→ 80.4%
	1～3等級	38.1%	→ 19.6%

（日本食肉格付協会「牛枝肉格付結果」）

このため、合理化目標価格（輸入牛肉対抗価格）の算定に当たっては、１～３等級に４・５等級も加えた全等級により行うことが適当である。

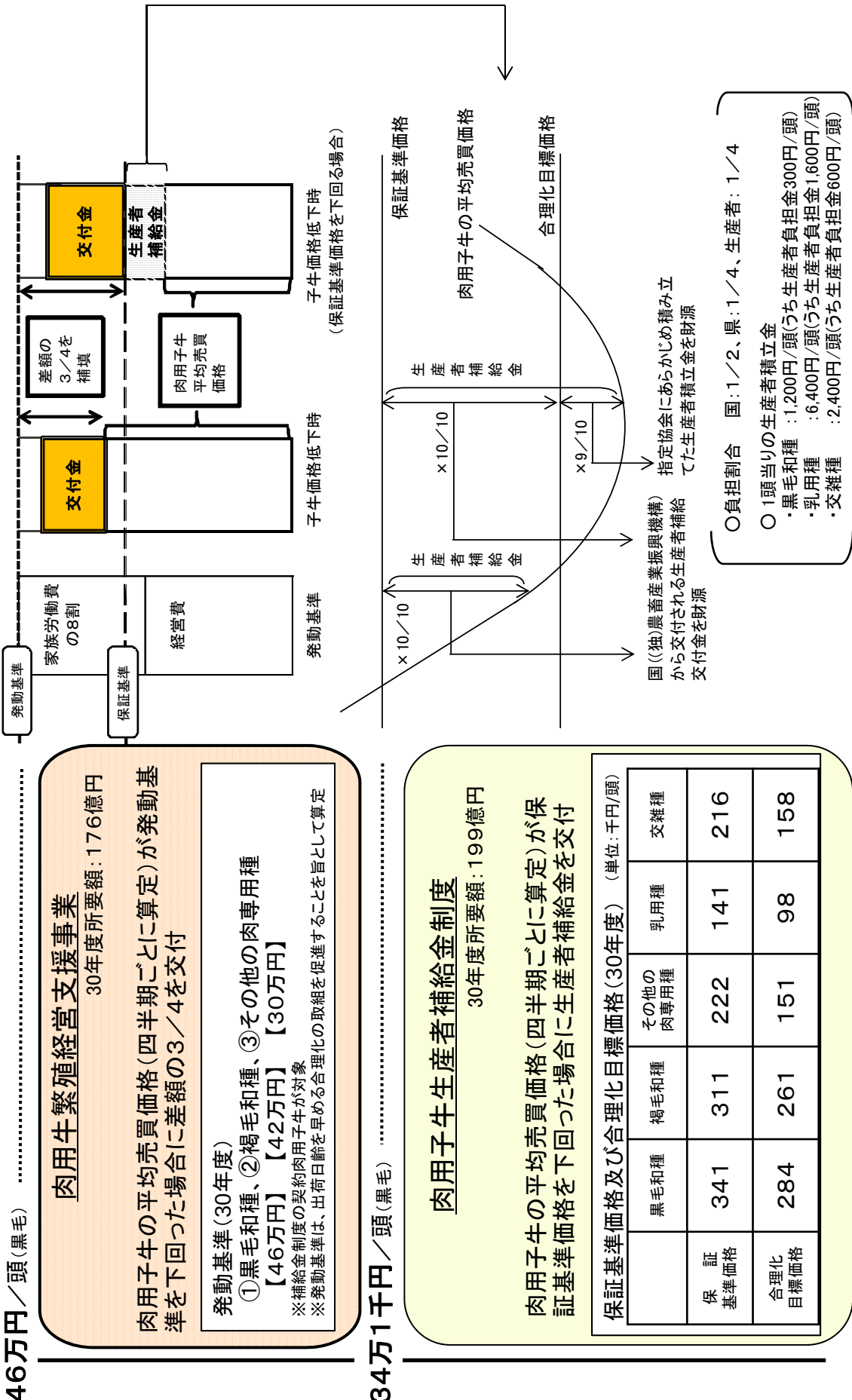
また併せて、交雑種の合理化目標価格についても、保証基準価格と同様、当該生産費調査等から算定することが適当である。（別紙２）

3 今後の対応

以上の基本的な考え方については、食料・農業・農村政策審議会畜産部会に報告することとし、同審議会の意見を聴いた上で、新たな算定方式及び当該方式に基づいた保証基準価格を定めるものとする。

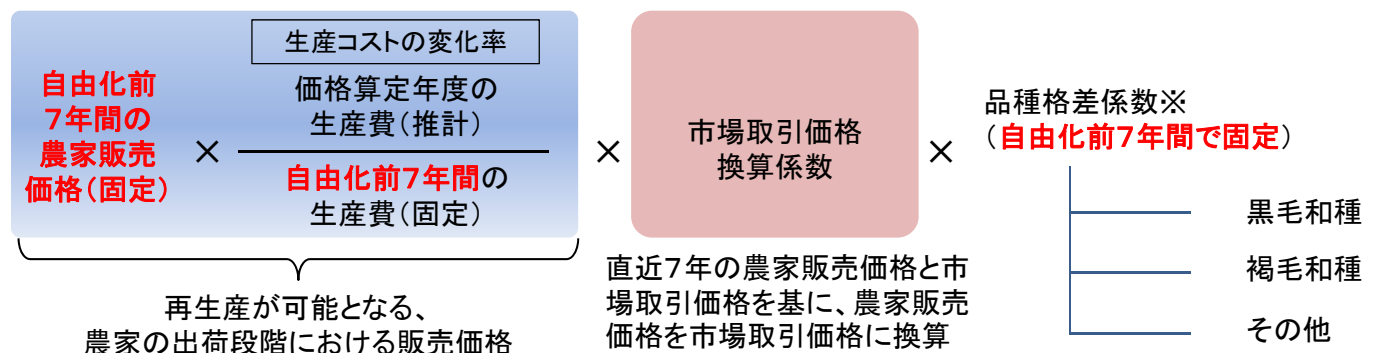
肉用子牛対策の概要

- 平成3年度からの牛肉の輸入自由化に当たり、肉用子牛生産の安定を図るため、平成2年度より、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を導入。
- また、補給金制度を補完するため、平成22年度より、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付する肉用牛繁殖経営支援事業を実施。

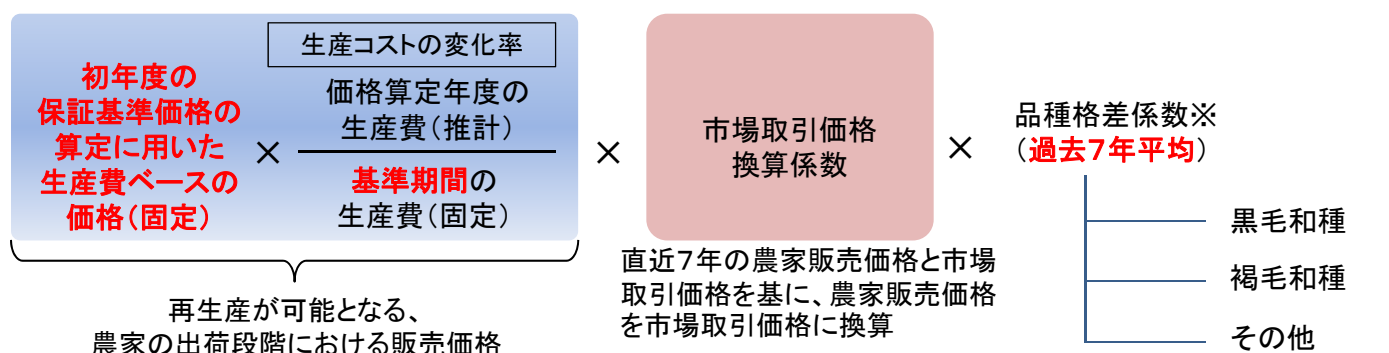


【保証基準価格】(和牛系列)

[現行]

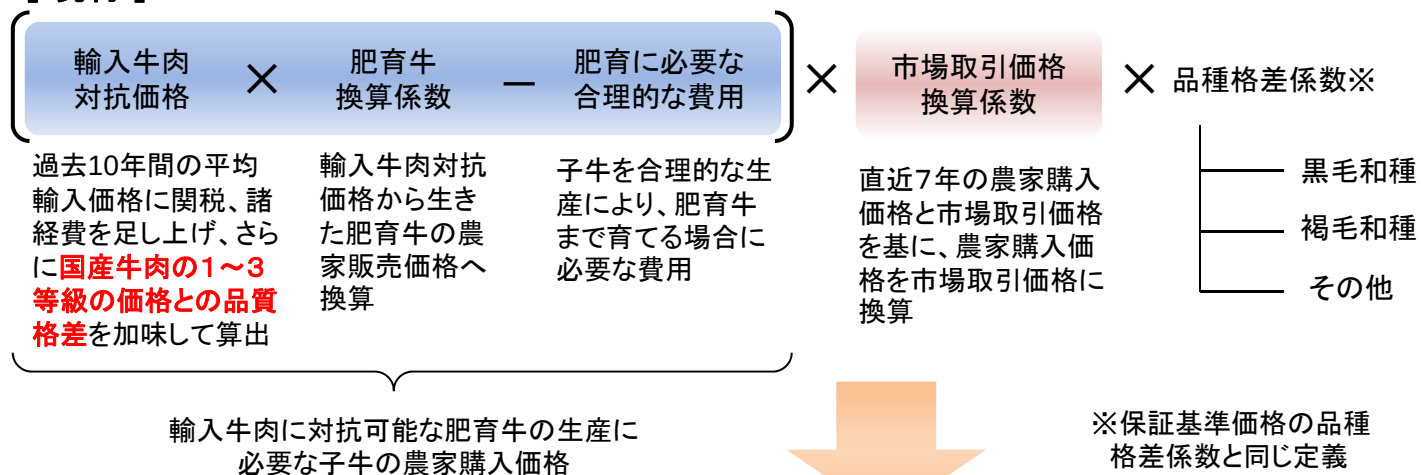


[見直し後]

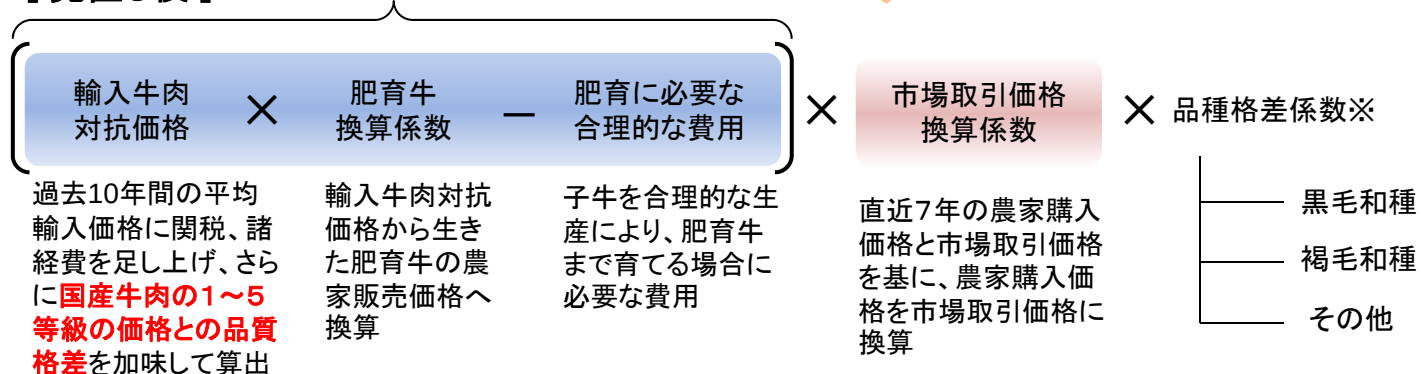


【合理化目標価格】(和牛系列)

[現行]



[見直し後]



総合的なTPP等関連政策大綱(抜粋)

Ⅱ TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

② 経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP又は日EU・EPA発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持續させることに配慮しつつ、**協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。**

○牛肉・豚肉、乳製品

・**肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。**

【黒毛和種の場合】

【現在の発動基準】
(肉用牛繁殖経営支援事業)
460,000円

【現在の保証基準価格】
(肉用子牛生産者補給金制度)
341,000円

新しい保証基準価格

